

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
3808.91	<p><u>4. 犬用の首輪</u></p> <p><u>本品は、ノミ及びダニから犬を保護するために、殺虫剤及びダニ駆除剤を含浸させた、プラスチック製の犬用の首輪である。寸法はおおよそ、長さ 48 センチメートル、幅 1.4 センチメートル、厚さ 0.2 センチメートルである。本品の一方の端はとがっており、もう一方の端には犬の首の回りに取り付けるための成形したスライド式の留金が付いている。本品は、プラスチック製の袋に包装されており、板紙製の小売用の箱に入れられている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3924. 90</p> <p><u>2. プラスチック製の飲料用ボトル</u></p> <p>本品は、自転車のボトル用留め具に差し込むように設計されたプラスチック製の飲料用ボトルである。それらは、ねじぶたを備えており、一般に円形の底部を有し、容量は 600 から 750 ミリリットルである。二重壁の内側にフォイルブランケット型 (foli blanket-style) の断熱材を有し、内容物の温度を一定時間保持することができるものである。また、握りやすくするために凹型の形状をしているものがある。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>3924. 90／3 及び 3924. 90／4 参照</u></p> 	<p>(新規)</p>
<p><u>3. プラスチック製の飲料用ボトル</u></p> <p>本品は、二つの仕切り (chamber) を有するプラスチック製の飲料用ボトルであり、ねじぶた及び柔軟性のある管又はストローを備えており、自転車に使用するように特別に設計されている。主な仕切り (chamber) の容量は 1,100 ミリリットルである。小さい仕切り (chamber) の容量は 470 ミリリットルであり、洗浄又は冷凍のために取り外すことができる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>3924. 90／2 及び 3924. 90／4 参照</u></p>  <p><u>4. プラスチック製の容器</u></p> <p><u>本品は、三角柱の形状をした、容量が 1,200 ミリリットルのプラスチック製の容器であり、ねじぶた及び柔軟性のある管又はストローを備えており、自転車に使用するように特別に設計されている。主な仕切り（chamber）の容量は 1,100 ミリリットルである。この飲料用容器を自転車に取り付けるためには、取付キット（提示されていない）が必要である。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>3924. 90／2 及び 3924. 90／3 参照</u></p> 	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6907.90</p> <p><u>1. テラコッタ製のクラッディング部材</u></p> <p><u>本品は、屋外又は屋内のクラッディングに使用されるものである。これらの部材には様々な寸法のものがあり、幅 200 から 245 ミリメートル、長さ 592 から 1520 ミリメートル、厚さ 15 から 40 ミリメートルの範囲である。それらの構造は規格化されており、何種類かの色及び様々な質感（滑らかにしたもの、表面に砂をまぶしたもの、筋付けしたもの等）がある。本品は、特別な耐食性の金具により、主要構造物（表面に断熱材を置くことができる。）に固定された垂直又は水平の金属形材に取り付けられる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <hr/>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7019.39 1. <u>断熱又は防音に適するガラス繊維（グラスウール）製品</u></p> <p>本品は、断熱又は防音に適するガラス繊維（グラスウール）製品であり、ロール状で提示される。本品の寸法は、長さ 6,250 から 10,000 ミリメートル、幅 1,200 ミリメートル、厚さ 50 ミリメートルである。構造に関して、本品は、合成長繊維製接合剤を含んだ非平行な（ランダムに配置された）ガラス製の短纖維でできている。本品を傷つけることなく、この技術で製造された材料から、基本となる糸（纖維）を取り除くことはできない。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7321.89 1. <u>Charcoal Chimney Starter</u> (火おこし器)</p> <p>本品は、両端が開いた鋼製のドラムの形状をした火おこし器であり、側面に取手を有し、穴の開いた金属板により 2 つの内部室に分かれている。シリンドラーは、高さ 275 ミリメートル、直径 170 ミリメートルである。下部の仕切り (chamber) は、空気の循環を促すため、穴が開けられている。上部の仕切り (chamber) には炭が置かれ、下部の仕切り (chamber) は紙で満たされる。当該火おこし器は、焼き肉器又は火格子の上に置かれ、紙に火が付けられる。本品の設計は、炭を焼き肉器又は火格子の上に撒く準備ができるまで、炭の着火及び加熱を加速する煙突効果を生み出す。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

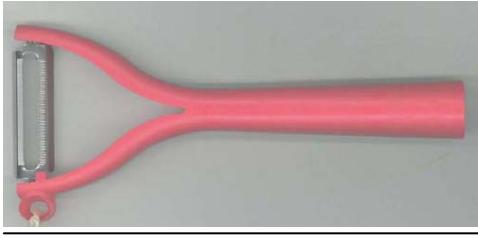
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
7326.90	<p>8. 連結環</p> <p>本品は、鋼製の連結環であり、固定用ブッシュで固定された鋼製のピンにより連結して連接式の継手にした、2つの対称な弓形の部品から成る。本品は、巻上げ具（スリングの端、フック、マスターリンク等）と共に用いて、巻上げ用のアセンブリ（クロスピーム、グラブ及び紡織用纖維製のスリング）を形成するように設計されている。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8205.51</p> <p><u>1. 果実及び野菜用の皮むき器</u></p> <p>本品は、果実及び野菜用の皮むき器であり、プラスチック製の柄及び2枚の刃（一つは平板状であり、もう一つはのこ歯状である。）を有する長方形で卑金属製の旋回する作用部分から成る。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>
<p><u>2. 果実及び野菜用の皮むき器</u></p> <p>本品は、果実及び野菜用の皮むき器であり、プラスチック製の柄及び2枚の刃を有する卑金属製の固定された作用部分から成る。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8426.41 <u>2. 自走式の移動クレーン</u></p> <p><u>本品は、ディーゼルエンジン及び 4 つの張り出し材を有する、6 輪のシャシから成る自走式の移動クレーンである。シャシは、360 度回転可能な転車台を支持しており、その上には次のものが恒久的に取り付けられている。</u></p> <p><u>一巻上げ装置及びフックブロックを有する、長さ 36 メートルの液圧式伸縮ブーム</u></p> <p><u>一伸縮式のアームに取り付けられた、クレーン及び運転制御装置を組み込んだ運転室</u></p> <p><u>道路走行中、運転室は、シャシの前部に配置され、機械的に固定される。クレーン運転中、伸縮式のアームは、運転者の目の高さが最高 7.8 メートルの位置まで運転室を持ち上げることができる。クレーンは、最大吊り上げ容量 45 トン、最高吊り上げ高さ 48 メートル、最大半径 39 メートルである。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8471.30 <u>4. タブレットコンピューター</u></p> <p><u>本品は、主としてタッチスクリーンを使用して操作するように設計されたタブレットコンピューターである。本品は、例えば、電子メールの交換及び管理、ファイルの交換又はダウンロード、ソフトウェア・アプリケーションのダウンロード、ビデオ又は VoIP (Voice over Internet Protocol) 通話等を行うために、データを処理し、プログラムを実行し、また、無線回線網を通じてインターネットに接続することができる。さらに、本品は、携帯回線網に接続することができる。</u></p> <p><u>本品の主な特徴は次のとおり。</u></p> <p><u>寸法 : 190 × 120 × 12mm</u> <u>重量 : 0.38kg</u> <u>ディスプレイ :</u> <u>－大きさ (対角線) : 18cm (7インチ)</u> <u>－解像度 : 1024 × 600</u> <u>－技術 : TFT LCD (C-Type, PLS)</u> <u>入力技術 : 静電容量式マルチ・タッチ</u> <u>CPU :</u> <u>－アーキテクチャ : ARM</u> <u>－周波数 : 1.0 ギガヘルツ</u> <u>－コア数 : 1</u> <u>記憶装置 :</u> <u>－型式 : SSD</u> <u>－容量 : 16/32 ギガバイト</u> <u>容量拡張 : Micro SD</u> <u>RAM : 0.512 ギガバイト</u> <u>接続性 :</u> <u>－Wi-Fi : 802.11a/b/g/n</u> <u>－Bluetooth® : 3.0</u> <u>－セルラー方式 : GSM/GPRS/EDGE、HSUPA/HSDPA/CDMA</u> <u>GPS : 補助 GPS</u> <u>カメラ : 前面 (1.3 メガピクセル) 及び背面 (3 メガピクセル)</u> <u>電池 :</u> <u>－型式 : リチウム・ポリマー</u> <u>－駆動時間 : 最大 10 時間</u></p> <p><u>通則 1 (第 16 部注 3 及び第 84 類注 5 (A)) 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8528.51	<p><u>2. カラーモニター</u></p> <p>本品は、制御用電気回路、入力レセプタクル及び調節用装 置と結合した 23.1 インチ (58.67 センチメートル) の薄膜ト ランジスター・アクティブ・マトリクス液晶ディスプレイ (TFT AMLCD) パネルから成るカラーモニターである。本品は、所定 の位置に取り付けるのに適しており、また、海洋環境下での 設置に適していることが証明されている。本品は、専ら船上 のナビゲーション及びオートメーションシステム用に設計・ 検査・型式承認されており、これらに使用される。また、本 品は、常に、自動データ処理機械を主要な制御又は信号源と したシステム構成において使用される。</p> <p>本品は、以下の構成要素及び特性を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> – 解像度 : 1600 × 1200 ピクセル、画素ピッチ 0.294×0.294 ミリメートル、表示色数 (最大) 1670 万色 – 輝度 : 400 キンデラ／平方メートル – コントラスト比 : 600 : 1 – 視野角 : ±85 度 (上／下／左／右) – 応答速度 : 12 ミリ秒 (黑白黒応答速度)、8 ミリ秒 (中 間階調応答速度) – 対応解像度 : VGA (Video Graphics Array)、SVGA (Super VGA)、XGA (Extended Graphics Array)、SXGA (Super XGA)、 UXGA (Ultra XGA)、WUXGA (Wide UXGA) – 対応ビデオ標準 : インターレース方式の NTSC 及び PAL/SECAM ビデオ、コンポジットビデオ – 表面型静電容量式タッチセンサースクリーン – 信号入出力レセプタクル : DVI-I (デジタル及びアナロ グ信号両用のデジタル画像インターフェイス) 信号入力、 RGB 信号入力 (HD D-SUB)、RGB 信号出力 (HD D-SUB)、マ ルチファンクション (D-SUB)、USB (Universal Serial Bus) I/O (B タイプコネクター) – 電源端子 : AC 電源入力 (IEC (国際電気標準会議) 標準 インレット)、DC 電源入力 (D-SUB コネクター)、AC 電源 出力 (IEC 標準アトレット) – 前面操作装置 : 電源、輝度、ホットキー (左／右一押ボ タン式)、モード状態表示 (赤／オレンジ／緑の LED (発 光ダイオード) 点灯表示) 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

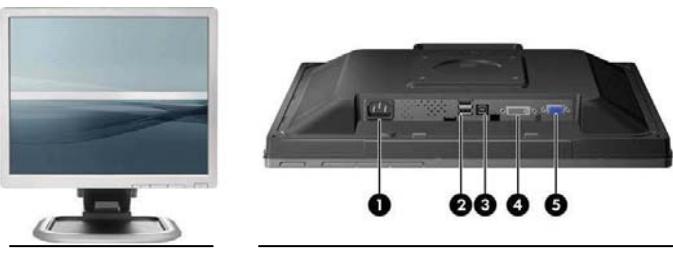
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <p><u>3. カラーモニター</u></p> <p>本品は、19 インチ (48.3 センチメートル) の薄膜トランジスター液晶ディスプレイ (TFT LCD) アクティブ・マトリクスパネルから成り、制御用電気回路、2 つの USB (Universal Serial Bus) ダウンストリームコネクター、1 つの USB アップストリームコネクター、1 つの DVI-D (デジタル信号専用のデジタル画像インターフェイス) コネクター、1 つの VGA (ビデオ・グラフィックス・アレイ) コネクター及び前面操作装置 (メニュー、マイナス/自動、プラス/入力、電源) と同一ハウジング内で結合しているカラーモニターである。</p> <p>本品は、以下の基本的な特性を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> – 解像度 (最大) : 1280×1024 (60 ヘルツ) ピクセル (アナログ及びデジタル入力)、画素ピッチ 0.294 ミリメートル – 輝度 : 250 キンデラ／平方メートル – コントラスト比 : 1000 : 1 – 水平周波数 : 24~83 キロヘルツ – 垂直リフレッシュレート : 50~75 ヘルツ <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p><u>改正前</u></p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

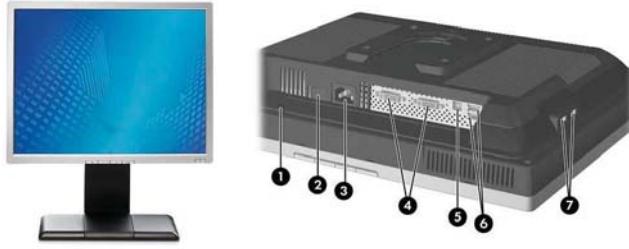
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
 <p>1. AC 電源コネクター 2. USB ダウンストリームコネクター 3. USB アップストリームコネクター 4. DVI-D コネクター 5. VGA コネクター</p> <p><u>4. カラーモニター</u></p> <p>本品は、20.1 インチ（51 センチメートル）の薄膜トランジスター液晶ディスプレイ（TFT LCD）アクティブ・マトリクスピネルから成り、制御用電気回路、1 つの USB (Universal Serial Bus) アップストリームコネクター、4 つの USB ダウンストリームコネクター、2 つの DVI-I（デジタル及びアナログ信号両用のデジタル画像インターフェイス）コネクター及び前面操作装置（メニュー、マイナス／自動、プラス、入力選択、電源）と同一ハウジング内で結合しているカラーモニターである。</p> <p>本品は、以下の基本的な特性を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 解像度（最大）：1600×1200（75 ヘルツ）ピクセル（アナログ及びデジタル入力）、画素ピッチ 0.258 ミリメートル — 輝度：300 キャンデラ／平方メートル — コントラスト比：1000：1 — 水平周波数：30～94 キロヘルツ — 垂直リフレッシュレート：48～85 ヘルツ <p>通則 1 及び 6 を適用</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

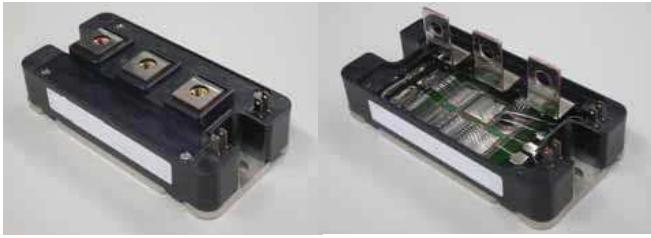
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
 <p>1. ケーブルロック 2. マスター電源スイッチ 3. AC 電源コネクター 4. DVI-I コネクター 5. USB アップストリームコネクター 6. USB ダウンストリームコネクター 7. USB ダウンストリームコネクター（側面パネル）</p>	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8541.29</p> <p><u>1. Packaged insulated gate bipolar transistor (IGBT) device</u></p> <p>本品は、パッケージ化した絶縁ゲートバイポーラトランジスター（IGBT）デバイス（寸法：48 ミリメートル×94 ミリメートル×29 ミリメートル）であり、2つの IGBT チップ、2つのダイオード及びいくつかの電極を有する。当該ダイオードは、トランジスターをオフにした際に生じる逆電流により、トランジスターが損傷するのを防ぐために、トランジスターに対して逆平行に接続されている。これらは、アルミニウムの線で相互に接続され、絶縁を確保するためにシリコンゲルで満たされたプラスチック製のケーシングに入れられている。</p> <p>本品の機能は、電流の増幅、発振、周波数変換及びスイッチングである。本品は、高出力条件下において電流及び電圧を制御し、高電流の処理能力を有する。定格電圧は、1,200 ボルト、定格電流は 150 アンペアである。本品は、昇降機、エレベーター、電気鉄道、電気自動車、UPS（無停電電源）、ロボット及び太陽／風力発電機等の様々な用途に用いられる。</p> <p><u>通則 1（85 類注 8）及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

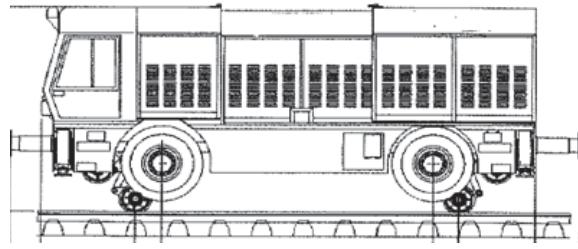
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8703.33 <u>2. 居住するために恒久的に移動住宅車 (motor-home) に改造した貨物自動車</u></p> <p>本品は、1つの出入り口を有する車体をシャシの上に取り付けることにより、居住するために恒久的に移動住宅車に改造した貨物自動車であり、次のものを有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ー ダブルベッドを有するベッドルーム ー 電気機器を備えた簡易台所 ー シャワー、洗面器及びトイレ ー 3人掛けソファー、テーブル、食器棚等を備えた居間 <p>当該自動車は、正味重量 10,250 キログラム、車両総重量 11,990 キログラムであり、シリンドラー容積が 5,861 立方センチメートルのピストン式圧縮点火内燃機関を備えている。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8705.90</u></p> <p><u>1. 自動車</u></p> <p><u>本品は、鋼製の中空でない縦レール及び 4 つの中空な横材を有するシャシのフレーム上に作られた自動車である。本品は、それぞれ 2 つの空気タイヤを有する 2 本のけん引車軸、格納できるボギー及び差動装置、走行用ディーゼルエンジン、エンジンと 2 本の車軸をつなぐカルダンシャフトによる静水圧式の自動変速装置並びに 3 つのブレーキ装置を備えている。</u></p> <p><u>この車両は、制御装置を有する運転室、タレットの上に装着されたダブルブームに取り付けられた溶接ヘッド（電気溶接作業用に設計されたもの）及び発電機を有する。</u></p> <p><u>本品は、道路（最高速度 32 キロメートル／時）及び鉄道線路（最高速度 47 キロメートル／時）を走行することができる。</u></p> <p><u>通則 1 (17 部注 4 (a)) 及び 6 を適用</u></p>  	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

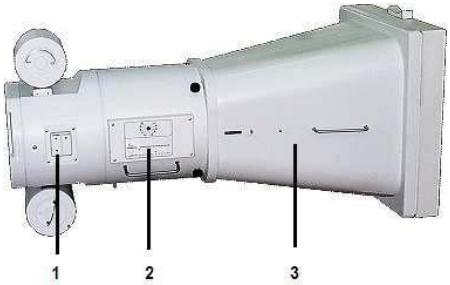
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8708.99</p> <p><u>4. Roof cargo box</u></p> <p>本品は、旅行中にスキー用品、キャンプ用品、荷物などの所持品を保管及び保護するための屋根用の荷物箱（寸法：長さ 226 センチメートル×幅 55 センチメートル×高さ 37 センチメートル、重量：12 キログラム、容積：290 リットル、積載貨物量：50 キログラム）である。本品は、箱に添えられた特殊な金具により、自動車の屋根の上の荷物棚に取り付けるように設計されている。この箱は、流線型に設計された上蓋と底板から成り、ともに成型したプラスチック製であり、片側がつながっている。本品は、箱へのアクセスを制限するために共通の錠を有している。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>
<p><u>5. Foldable Roof cargo box</u></p> <p>本品は、旅行中にキャンプ用品、荷物などの所持品を保管及び保護するための折り畳み可能な屋根用の荷物箱（寸法：長さ 110 センチメートル×幅 80 センチメートル×高さ 40 センチメートル、重量：7 キログラム、容積：280 リットル、積載貨物量：50 キログラム）である。本品は、箱に添えられた特殊な金具により、自動車の屋根の上の荷物棚に取り付けるように設計されている。この箱は、成型したプラスチック製の土台及び溶接した縫い目がある防水性の紡織用繊維でできた外側から成る。本品は、共通の南京錠及び土台の周囲をほぼ一周するジッパーを備えている。この箱は、添えられた運搬用ストラップを用いて折りたたみ、保管用袋に収納する</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
9006. 30	<p>ことができる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <p><u>1. 写真機</u></p> <p>本品は、患者の検査用の X 線装置の内部に取り付けられる写真機であり、X 線装置とは別に提示される。このカメラは、以下の 3 つの主要な構成要素から成る。</p> <ul style="list-style-type: none"> —間接撮影（X 線）用のスクリーンを有する管 —対物レンズの組立部品 —テープ駆動機構 <p>患者の臓器の X 線画像が蛍光スクリーンに表示され、写真用フィルムに記録される。</p> <p><u>通則 1（90 類注 3）及び 6 を適用</u></p>  <p><u>1. テープ駆動機構</u> <u>2. 対物レンズの組立部品</u> <u>3. 間接撮影（X 線）用のスクリーンを有する管</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>9006.91 1. <u>三本脚のカメラ用支持具（三脚）</u></p> <p>本品は、アルミニウム、マグネシウム及びチタン(AMT)の合金製の三本脚のカメラ用支持具（三脚）であり、上にデジタルカメラ、写真機又はビデオカメラを取り付けることができる。この三脚は、パン・チルトヘッド（pan-tilt head）を備えており、360度回転させることができる。また、装置をより早く取り付け又は取り外すための、クイックリリース・プレート又は「 shoe」を備えている。</p> <p><u>通則 1 (90 類注 2 (b)) 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>